

公益社団法人八代市シルバー人材センター報酬配分規約

(目的)

第 1 条 この規約は、公益社団法人八代市シルバー人材センターの会員の就業に伴う報酬（以下「配分金」という。）の配分に関する事項を定めることを目的とする。

(支払方法)

第 2 条 就業した会員に対する配分金は、原則として理事長が指定する金融機関の会員が指定した本人名義の口座に振り込みにて支払う。

ただし、センターと会員との間に約束がある場合にはこの限りではない。

(支払日)

第 3 条 配分金は、就業した月の翌月の 20 日に支払う。ただし、当日が土曜日又は休日の場合は、その前日に支払うものとする。

(報酬基準の決定)

第 4 条 会員の報酬配分基準については、仕事の種類、内容等を考慮して理事長が定める。

附 則

- 1 この規約は、設立許可のあった日から施行する。
- 2 この規約の改廃は、理事会において決定し総会に報告するものとする。

附 則

この規約は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、公益社団法人設立の登記の日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。